

大雪山国立公園連絡協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、大雪山国立公園連絡協議会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、大雪山国立公園の保全と利用の目標や将来像を示した大雪山国立公園ビジョンの実現を目指すため、会員相互の情報交換、連絡調整を図り、保全と適正な利用のための事業を実施することにより、大雪山国立公園の多様な関係者が協働した管理運営を行い、大雪山国立公園地域の健全な発展に資することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大雪山国立公園ビジョンに基づく方針、計画等の検討又は策定、大雪山国立公園ビジョンの達成状況の確認及び評価
- (2) 大雪山国立公園の管理運営に関する情報交換、連絡調整及び計画等の検討
- (3) 大雪山国立公園の保全及び適正な利用を推進するための事業
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(構 成)

第4条 本会は、別表に掲げる機関、団体等により構成する。

- 2 本会を構成する機関、団体等に幹事を置く。

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | | |
|-----|-----|-----|
| (1) | 会 長 | 1 名 |
| (2) | 副会長 | 2 名 |
| (3) | 理 事 | 若干名 |
| (4) | 監 事 | 2 名 |

(役員を選任及び任期)

第6条 役員は、協議会において選任し、任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 選任された役員が任期中に第4条第1項に規定する機関の長の職でなくなったときは、役員を退任したものとみなし、その補充については、その職の後任者が役員に選任されたものとみなす。

ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

3 理事は、会務を分担し、会の運営にあたる。

4 監事は、協議会の会計を監査する。

(総 会)

第8条 総会は、年1回開催するほか、会長の招集により必要に応じて開催する。

2 総会は、予算、決算、事業計画、規約の改正、その他必要な事項を協議する。

(幹事会)

第9条 総会の議事に関する予備的協議、その他連絡調整を行うため、会長の招集により必要に応じて幹事会を開催することができる。幹事会には各機関、団体等の幹事及び事務局が出席する。

(部 会)

第10条 第3条の事業の一部を実施するため、常設の部会を設けることができる。部会の組織及び運営に必要な事項は、本会において規約を定める。

2 部会として、表大雪地域登山道維持管理部会及び東大雪地域登山道維持管理部会を設置する。

(作業部会)

第11条 第3条に掲げる事業に関して、一時的かつ専門的に調査、検討、協議を行う、作業部会を設置することができる。

2 作業部会に属する会員は、会長が指名する。

3 作業部会には、会長が会員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

4 作業部会の庶務は事務局が行い、その経過及び結果を総会に報告するものとする。

5 作業部会は、第1項の調査又は検討が終了したときは解散する。

(事務局)

第12条 本会の事務局を環境省大雪山国立公園管理事務所に置く。

2 事務局は、会の庶務及び会計事務を行う。

3 事務局員は、大雪山国立公園管理事務所職員がその任にあたる。

(会 計)

第13条 協議会の経費は、負担金、委託金、寄付金、その他の収入を持ってあてる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

付 則 この規約は平成5年12月7日から施行する。

この規約は平成12年5月15日から施行する。

この規約は平成13年5月9日から施行する。

この規約は平成20年5月13日から施行する。

この規約は平成23年5月12日から施行する。

この規約は令和2年6月8日から施行する。

この規約は令和6年5月17日から施行する。

この規約は令和7年5月9日から施行する。

別表

分野	機関、団体等
関係行政機関	北海道地方環境事務所長
	北海道上川総合振興局長
	北海道十勝総合振興局長
	富良野市長
	上川町長
	東川町長
	美瑛町長
	上富良野町長
	南富良野町長
	士幌町長
	上士幌町長
	鹿追町長
	新得町長
	上川中部森林管理署長
	上川南部森林管理署長
	十勝西部森林管理署東大雪支署長
	北海道開発局開発監理部開発連携推進課長
	北海道運輸局観光部長
観光協会	(一社) 層雲峡観光協会
	(一社) ひがしかわ観光協会
	(一社) 美瑛町観光協会
	(一社) かみふらの十勝岳観光協会
	(一社) ふらの観光協会
	NPO 法人南富良野まちづくり観光協会
	(一社) 大雪カムイミンタラDMO
交通事業者	(株) りんゆう観光
	ワカサリゾート (株)
	道北バス (株)
	旭川電気軌道 (株)
	十勝バス (株)
	北海道拓殖バス (株)
自然保護団体	大雪と石狩の自然を守る会
	十勝自然保護協会
研究者	北海道大学 渡邊 悌二名誉教授

	北海道大学大学院農学研究院 愛甲 哲也教授
	北海道大学大学院 国際広報メディア・観光学院観光学高等研究センター 木村 宏客員教授
	福山市立大学 都市経営学部都市経営学科 澤田 結基教授
	北星学園大学 文学部英文学科 トムソン ロバート准教授
ビジターセンター 運営協議会等	層雲峡地区自然ふれあい利用協議会
	ひがし大雪自然館運営協議会
	東川町【再掲】